

議案第 77 号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

小田原市梅の里センター条例（平成 4 年小田原市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表中

会議室	2 室に仕 切って使 用する場 合	A 室	円 410	円 510	円 510	円 1,030	円 1,150	円 1,560
		B 室	510	620	620	1,350	1,350	1,880
	上記以外の場合		920	1,130	1,130	2,300	2,400	3,350
	和室		510	620	620	1,250	1,250	1,770
体験加工室			1,350	1,770	1,560	3,660	3,870	5,750
大会議室			2,610	3,660	3,130	6,800	7,220	10,470

を

会議室	A 室	円 450	円 600	円 600	円 1,200	円 1,300	円 1,800
	B 室	600	700	700	1,600	1,600	2,200
和室		600	700	700	1,500	1,500	2,100
体験加工室		1,600	2,100	1,800	4,300	4,600	6,900
大会議室		3,100	4,300	3,700	8,100	8,600	12,500

に改め、別表 2 の表中

ホ ー ル	2 室に仕 切って使 用する場 合	A 室	円 730	円 980	円 830	円 1, 930	円 2, 030	円 3, 030
		B 室	460	620	570	1, 250	1, 350	1, 980
	上記以外の場合		1, 190	1, 600	1, 400	3, 180	3, 380	5, 010
会議室			360	460	410	930	980	1, 460
調理実習室			250	360	300	670	730	1, 100

を

ホール	A 室	円 850	円 1,100	円 950	円 2,300	円 2,400	円 3,600
	B 室	550	700	650	1,500	1,600	2,300

会議室	400	550	450	1,100	1,100	1,700
調理実習室	300	400	350	800	850	1,300

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 8 年 9 月 1 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

(理由)

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げるため提案するものであります。